

## 早明浦ダム再生事業の事業執行およびコスト管理について審議 「早明浦ダム再生事業費等監理委員会」を開催します

独立行政法人水資源機構吉野川本部および池田総合管理所は、早明浦ダム再生事業における適切な事業執行の観点から、コスト縮減策やその実施状況、事業執行等について、専門家等の第三者より意見・提言を得ることを目的に「早明浦ダム再生事業費等監理委員会」を開催します。

- 開催日時 : 令和5年7月21日(金) 10:00~12:00  
開催場所 : 早明浦ダム・高知分水管理所 ふれあいホール  
(高知県土佐郡土佐町田井6591-5)  
審議内容 : (1) 早明浦ダム再生事業の概要  
(2) 令和4年度委員会における主な意見  
(3) 令和4年度・令和5年度の実施概要  
(4) 事業の進捗状況  
(5) コスト縮減の取り組み  
(6) その他

- ※ 開会前に、ダム堤体上から現地視察を予定しています。  
※ 委員会審議では、事業工程やコスト管理について有益な助言や意見をいただくため、検討途上の工事発注に関する情報等を提示します。このため、審議内容(1)~(3)のみ公開とします。  
※ 取材や傍聴に関する詳細は、別紙1及び別紙2をご覧ください。

令和 5年 7月 14日



独立行政法人水資源機構  
関西・吉野川支社 吉野川本部  
池田総合管理所

### 発表記者クラブ

高松経済記者クラブ、池田記者クラブ  
高知新聞嶺北支局、徳島県政記者クラブ

### 問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 吉野川本部 企画調整課 鈴木  
住所 : 香川県高松市天神前10-1  
電話 : 087 (835) 6600 (代表)

## 「早明浦ダム再生事業費等監理委員会」

### 取材についてのお願い

#### (取材)

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付名簿」に必要事項を記入してください。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
  - ① 報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
  - ② ビデオ・カメラ等の撮影は、所定の範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
  - ③ 委員会中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替え、使用しないでください。

#### (公開・公表)

- 3) 審議中に発言された委員の個人名は報道しないよう配慮をお願いします。

#### (その他)

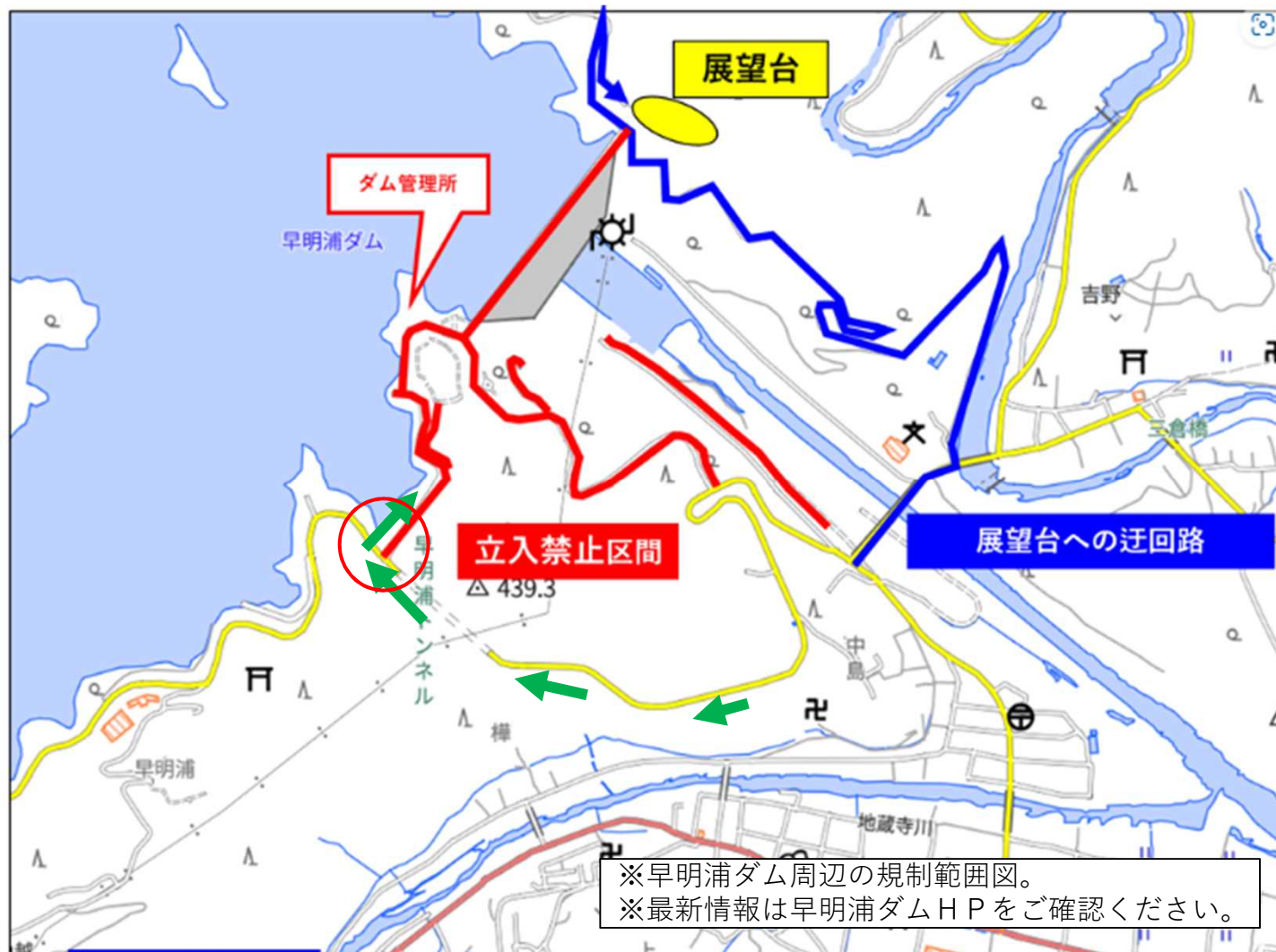
- 4) 早明浦ダム近傍では交通規制をおこなっていますので、取材をしようとする方は会場への進入経路にご留意願います。

規制の詳細は、管理所 HP にてご確認ください。

<https://www.water.go.jp/yoshino/ikeda/saisei/posts/news52.html>

# 早明浦ダム再生事業によるダム周辺の交通規制について

令和5年4月1日以降、再生事業の工事のため、早明浦ダム管理所周辺の立ち入りが規制されています。



- ※ 委員会当日は、ダム上流側（早明浦トンネル経由 →）から進入してください。
- ※ 管理所との分岐点（図中の○）に誘導員を配置します。

## 「早明浦ダム再生事業費等監理委員会」傍聴要領

### (主旨)

この要領は、早明浦ダム再生事業費等監理委員会(以下「委員会」という。)の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

### (会議の傍聴)

- 1) 委員会を傍聴しようとする者は、会場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入して下さい。
- 2) 傍聴者席の受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
- 3) 委員会の円滑な進行のため、傍聴者は会場内において次の事項を遵守して下さい。
  - ① 委員会における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
  - ② 発言、私語、談論などをしないで下さい。
  - ③ はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
  - ④ ビラや資料等の配布をしないで下さい。
  - ⑤ 携帯電話はマナーモードに設定、もしくは電源を切り、使用しないで下さい。
  - ⑥ みだりに傍聴席を離れないで下さい。
  - ⑦ 委員会の中での発言はできません。
  - ⑧ 許可なく写真やビデオの撮影、録音等をしないで下さい。
  - ⑨ その他、会場の秩序を乱したり、委員会進行の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 4) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退場を指示することがあります。
- 5) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 以上のほか、傍聴者は司会、委員長及び事務局の指示に従って下さい。